

沼田市いじめ防止基本方針 【概要版】

第1章 いじめの防止等^{※1}の対策の基本的な考え方

※1 いじめの防止等とは、「いじめの防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」をいう。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条第1項

2 いじめの防止等の対策における基本理念

- ・ 広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ・ いじめのない社会を実現するため、市民がそれぞれの役割を自覚し、協力する。
- ・ 子ども自身も、自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚していじめ防止に取り組む。

3 沼田市いじめ防止基本方針策定の目的

- ・ 市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のために沼田市が実施すべき施策

1 沼田市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために、「沼田市青少年問題協議会」をもってこれに充てる。

2 沼田市いじめ問題専門委員会の設置

いじめ防止対策推進法に基づいて、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として設置する。また、いじめによる重大事態へ対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために事実関係を明確にするための調査を行う。

3 沼田市教育委員会の取組

(1) いじめの防止・早期発見に関する取組

- 全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実
- 「いじめ防止強化月間」の設定（5月・12月）
- いじめ防止に向けた児童生徒主体の取組である「沼田市いじめ防止子ども会議」（年1回）の実施
- 児童生徒に対する定期的な調査及び教育相談の実施
- いじめに係る相談機関の保護者等への周知
- 教職員の資質向上のための研修等
- いじめの防止等における取組の点検・評価及びそれに対する指導・助言
- インターネットを通じて行われるいじめの防止（関係機関と連携・保護者への啓発）

(2) いじめへの対処に関すること

いじめの報告を受けたときは、当該学校に対して必要な支援等を行う。具体的には、次のような対処が想定される。

- 再発防止に向けて必要な措置を講ずるよう指示すること。
- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童生徒に対して、学校生活など注意深く観察するよう、当該学校に助言すること。
- スクールカウンセラースーパーバイザー、指導主事等を派遣すること。
- いじめた児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずること。
- 必要があると判断するときには、教育委員会が調査を行うこと。
- いじめ事案のうち、特に、児童生徒の生命、身体、又は財産の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展する恐れが高い事案については、被害者の意向に配慮しながら、警察と連携して適切な指導・支援を行うよう、当該学校に対して指示すること。

(3) その他

- 学校評価でいじめ問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からのいじめ防止等のための取組について評価するよう指導・助言を行う。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

自校におけるいじめの防止等の取組について基本的な方向、取組の内容を示す。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等の対策のための組織を設置する。校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等、当該校の複数の教職員に加え、心理や福祉の専門家により構成する。

3 学校が実施すべき取組

(1) いじめの未然防止に関すること

- 「わかる」授業づくり
- 児童会生徒会活動の充実
- 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- 人権教育による人権意識と生命尊重の態度の育成
- インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
- 家庭・地域との連携、学校間の連携や他機関との協力体制の整備
- 教育部活（道徳的実践の場としての部活動）の推進
- 学習規律の徹底
- 学習集団づくり
- 環境づくり
- 自然体験、交流体験、社会体験の充実

(2) いじめの早期発見に関すること

- 児童生徒の様子を日常的に観察し、職員間で情報を共有するとともに、保護者と連携を図りながら、細かな変化を把握する。
- 定期的なアンケート調査を実施し、複数の教師が結果を分析し、いじめの実態を適切に把握する。
- 児童生徒及びその保護者が、いつでも相談できる体制を整備する。
- 保護者や地域からの情報が得られるようにするとともに、連携して対応する。

(3) いじめへの対処に関すること

- 校長の指示のもと学校いじめ防止対策委員会が中心となり、「沼田市いじめ問題対策マニュアル（平成23年3月）」を参考にしながら、いじめを受けた児童生徒とその保護者への支援、いじめた児童生徒とその保護者への指導及び支援、周囲の児童生徒への指導を、迅速かつ組織的に行う。

(4) いじめの解消に関すること

- いじめの解消については、以下の点により、いじめを受けた児童生徒及び保護者に寄り添い、慎重に判断する。

- ① いじめに係る行為が、相当期間（少なくとも3ヶ月間）止んでいること。
- ② いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間^{※1}学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 ※1 相当の期間とは不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

(2) 重大事態の報告

- 学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長及び群馬県教育委員会に報告する。

(3) 調査について

- 学校は、重大事態が発生した場合には、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。教育委員会は当該校に対して、必要な指導及び適切な支援を行う。
- 学校主体の調査では、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行う。
- 教育委員会が必要であると判断したときには、「沼田市いじめ問題専門委員会」に調査を依頼する。

(4) 調査結果の提供及び報告

- 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し当該調査に係る必要な情報を適切に提供する。
- 教育委員会（学校は教育委員会を通じて）は、調査の結果について、市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

- 沼田市長は、教育委員会又は学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、再調査を行う。

第5章 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

- 1 沼田市は、当該基本方針に基づき、いじめの防止等の対策を推進する。必要があると認められるときには、基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。